

「板橋区障がい者計画 2030」改訂及び 「障がい福祉計画(第8期)・障がい児福祉計画(第4期)」の基本方針について

1 改訂の趣旨

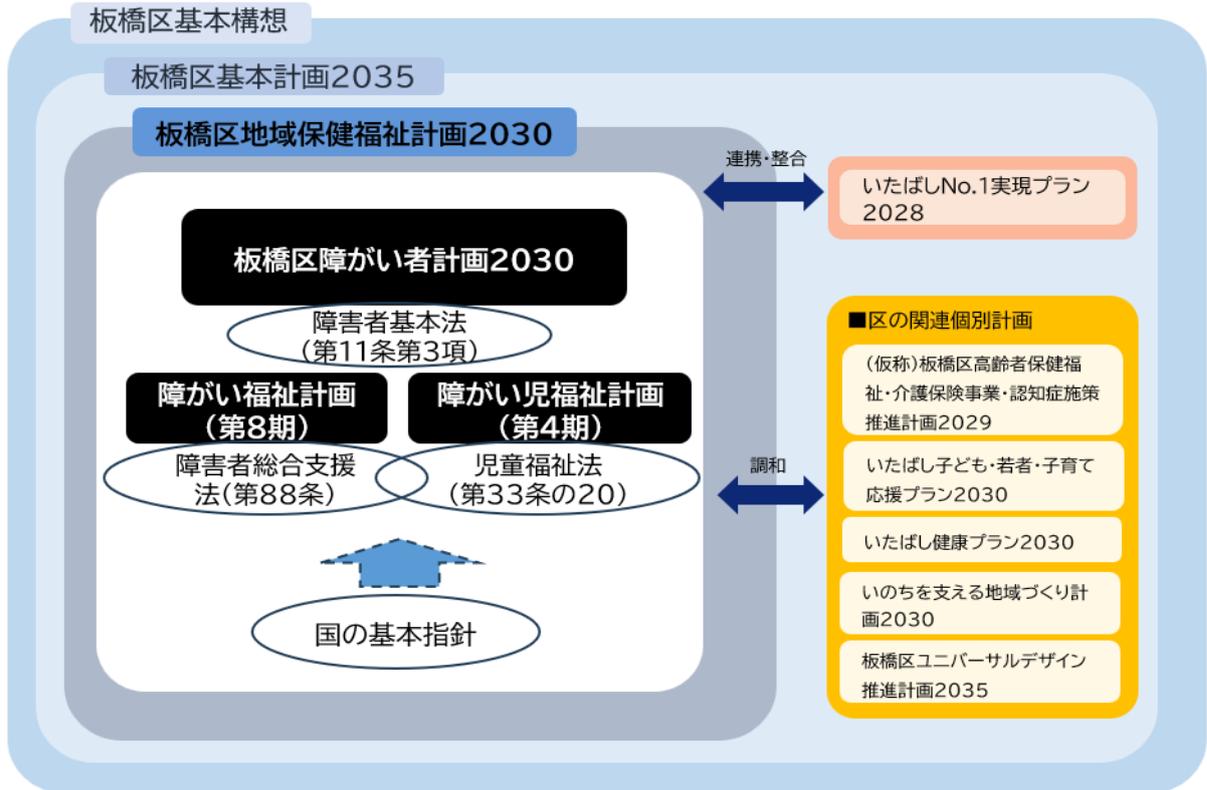
(1)「板橋区障がい者計画 2030」の一部改訂

- 区では、区の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和5年度に、令和6年4月から令和12年3月までを計画期間とし、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」にあたる「板橋区障がい者計画 2030」を策定しました。
- 障がい者福祉を取り巻く環境は、高齢化や障がいの重度化、発達障がいや医療的ケア児などの特性に応じた切れ目のない支援の必要性などを背景に、多様化・複雑化しています。
- このような社会的背景のもと、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合い、ともに支えながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現をめざし、相談支援の一層の充実、多様な生活の場の整備など、着実に取り組んでいく必要があります。
- 令和7年10月に議決された「板橋区基本構想」をはじめ、「板橋区基本計画 2035」、「いたばしNo.1実現プラン 2028」、「板橋区地域保健福祉計画 2030」といった上位計画が相次いで策定されました。板橋区基本計画では、障がい者の自立支援やサービスの充実など「安心して住み慣れた地域で暮らせるまち」をめざしており、板橋区地域保健福祉計画では、地域で安心して暮らせる環境の整備や暮らしを支える福祉サービスの基盤の強化をめざしています。
- 上位計画の策定に基づき、「板橋区障がい者計画 2030」の見直しを行い、人と人とのつながりを育む地域共生社会の実現と区民のウェルビーイングの向上をめざし、令和9年度から令和12年度までの事業量を明示するとともに、障がい福祉における支援体制のブラッシュアップを図ります。

(2)「障がい福祉計画(第8期)・障がい児福祉計画(第4期)」の策定

- 障がい福祉計画・障がい児福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」にあたり、障がい者計画の実施計画に相当する計画です。
- 障がい福祉計画(第7期)・障がい児福祉計画(第3期)の計画期間が令和8年度末で終了することから、令和9年度以降の新たな計画を策定します。
- 国の基本方針に即して、障がいのある人の地域生活を支援するためのサービス基盤等に係る成果目標を設定するとともに、サービスの必要量を見込み、提供体制の確保を図ります。

2 計画の位置付け



3 計画期間

基本計画である障がい者計画は、令和6年度から令和12年度までの7年間の計画期間となっています。次期障がい福祉計画(第8期)・障がい児福祉計画(第4期)は、国の基本方針(3年毎改正)に伴い、令和9年度から令和11年度の3年間として策定します。

年度	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)	令和13 (2031)	令和14 (2032)	令和15 (2033)	令和16 (2034)	令和17 (2035)
計画期間	前計画											
	板橋区基本構想・板橋区基本計画2035											
	前計画											
	いたばしNo.1 実現プラン2028											
	次期計画 策定(予定)											
	前計画											
板橋区地域保健福祉計画2030												
次期計画 策定(予定)												
板橋区障がい者計画2030												
次期計画策定予定												
板橋区障がい福祉計画(第7期)												
板橋区障がい福祉計画(第8期)												
次期計画策定予定												
板橋区障がい児福祉計画(第3期)												
板橋区障がい児福祉計画(第4期)												
次々期計画策定予定												

4 計画の基本的な視点

○地域共生社会の実現に向けて、人々の関係、支援の輪が切れ目なく「つながり」、多様な主体が互いを「支え合い」、様々な個性を「認め合い」、だれもが「自分らしく安心して暮らし続けられるまち」をめざして、計画的に取組を展開していきます。

○令和7年に策定した「板橋区基本構想」がめざす福祉・介護分野の姿や「いたばしNo.1実現プラン 2028」に掲げる(1)ウェルビーイング戦略、(2)クリエイティブ戦略、(3)トランスフォーメーション戦略の3つの戦略の方向性を踏まえつつ、福祉分野の上位計画である「板橋区地域保健福祉計画 2030」が掲げる地域共生社会の実現を念頭に置きながら、関連する個別計画との整合を図れるよう策定していきます。

○障がい者・児の推移等の社会情勢の変化、国の基本方針の改正や都の動向を注視し、複数分野の専門家の助言・提言などを踏まえ、整合をとりながら次期計画を策定します。

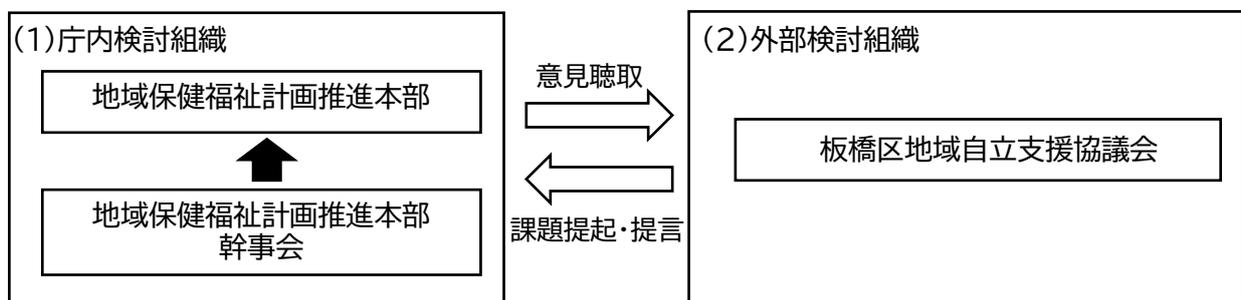
5 検討体制

(1)庁内検討体制

課長級で構成する「板橋区地域保健福祉計画推進本部幹事会」において検討を進め、区長を本部長とする「板橋区地域保健福祉計画推進本部」(庁議)において決定します。

(2)外部検討組織

学識経験者や地域の障がい福祉にかかわる関係者や当事者などにより構成される「板橋区地域自立支援協議会」において意見聴取し、計画に反映します。



(3)区民意向の反映

令和8年 11 月頃に、計画素案のパブリックコメントを実施予定です。このほか、関係団体との意見交換などを行い、当事者等の意向を反映していきます。

6 策定までの流れ

月		計画策定工程	庁内検討組織 (地域保健福祉計画推進本部)	外部検討組織	区議会
3	上旬	基本方針		■地域自立支援協議会 (3/23)	
	中旬				
	下旬				
4	上旬	↓	■幹事会(4月上旬)		
	中旬				
	下旬				
5	上旬	↓	■庁議(推進本部)(5/12)		
	中旬				
	下旬				
6	上旬	中間のまとめ			■健康福祉委員会 (6/9)
	中旬				
	下旬				
7	上旬	↓	■幹事会(7月上旬)	■地域自立支援協議会 (7月中旬)	
	中旬				
	下旬				
8	上旬	素案	■庁議(推進本部)(8/4)		■健康福祉委員会 (8/26)
	中旬				
	下旬				
9	上旬	↓	■幹事会(9月中旬)	■地域自立支援協議会 (9月下旬)	
	中旬				
	下旬				
10	上旬	↓	■庁議(推進本部) (10/20)		
	中旬				
	下旬				
11	上旬	パブリック コメント 募集			■健康福祉委員会 (11/4)
	中旬				
	下旬				
12	上旬	原案	■幹事会(12月中旬)		
	中旬				
	下旬				
1	上旬	↓	■庁議(推進本部) (1/19)	■地域自立支援協議会 (1月上旬)	
	中旬				
	下旬				
2	上旬	計画の 策定			■健康福祉委員会 (2/15)
	中旬				
	下旬				
3	上旬				
	中旬				
	下旬				